

平成 24 年 4 月 12 日

株主各位

静岡県菊川市堀之内 547 番地の 1
旭テック株式会社
代表執行役社長 入交昭一郎

臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定公告

当社は、平成 24 年 6 月開催予定の臨時株主総会及びこれと同日に開催予定の当社普通株式の株主による種類株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成 24 年 4 月 27 日（金）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

なお、当社は、平成 24 年 3 月 16 日（金）付けで、平成 24 年 6 月開催予定の当社の第 105 回定時株主総会と同日に開催予定の当社普通株式の株主による種類株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成 24 年 3 月 31 日（土）を基準日と定めた公告をいたしました。当該基準日は取消しました。

（注）当社は、上記臨時株主総会において、①当社において普通株式、A 種優先株式及び B 種優先株式とは別個の種類株式を発行できる旨の定款変更を行うこと、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び③全部取得条項を付した当社の普通株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類株式を交付すること等の議案を付議する予定です。上記①及び②に係る定款変更の効力を生じさせるためには、会社法第 322 条第 1 項第 1 号及び第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、上記臨時株主総会の上記①及び②に係る決議に加えて、上記種類株主総会の決議が必要になります。そこで、当社は、上記臨時株主総会と併せて上記種類株主総会を開催することを予定しております。

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号
三井住友信託銀行株式会社

同取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

以 上